

## 令和3年度旅行商品造成助成事業 実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、奄美満喫ツアー実行委員会（以下、「委員会」という。）が、奄美大島の旅行商品を企画・造成する旅行会社へ助成金を交付するにあたり必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 当事業は旅行会社が企画・造成する旅行商品において、旅程に含まれるテーマ性・新規性・市場開拓性が高いものや、パンフレット・新聞広告・WEB広告など集客のための手法や宣伝規模等が奄美大島の観光PRにとって効果が高いと認められるものに対して助成することにより、奄美大島への誘客を促進することを目的とする。

## (助成要件)

第3条 旅行商品の内容が以下の要件の全てに該当し、企画内容が優れているものを選定して助成する。

- (1) 奄美空港・名瀬港・古仁屋港のいずれかを利用すること。
- (2) 鹿児島県に旅館業の登録をしている奄美大島内の民間宿泊施設に宿泊すること。  
※名瀬港・古仁屋港で7時間以上停泊するクルーズ観光船については、この宿泊の要件を除外する。
- (3) 旅行商品の参加者が奄美群島外在住者であること。
- (4) パンフレット・新聞広告・WEB広告において奄美を効果的に宣伝しているもの。  
※WEB商品については、助成対象期間内において、上期・下期毎に各1商品のみ申請可能とする。  
※パンフレット等作成段階である場合には、奄美大島での宿泊施設が記載してあること。
- (5) 申請にかかる事業について、他団体が実施する奄美における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成事業を受けていないこと。ただし、**G o T o トラベル事業との併用は可能とする。**
- (6) 奄美満喫ツアー実行委員会の実施する他助成事業と重複して申請していないこと。

## (募集期間、助成対象期間および終了報告期限)

第4条 次表のとおりとする。

募集期間	助成対象期間	終了報告期限
令和3年4月7日～ 令和4年1月31日	上期：令和3年4月1日～ 6月30日	令和4年3月17日
	下期：令和3年11月1日～ 令和4年1月31日	

※航空機をチャーターした旅行商品の助成対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月

10日までとする。

(助成額及び助成限度額)

第5条 助成額は採択された1旅行商品に対して、送客(延べ人泊数)実績に応じて次表により算定する。ただし15万円を助成限度額とする。

送客実績	助成額
20人泊～40人泊	5万円
41人泊以上	5万円+(送客実績-40)×500円

※WEB商品については、41人泊以上の送客実績からを助成対象とする。

※宿泊を伴わないクルーズ観光船については、上記金額の半額助成とする。

※送客実績に添乗員は含まないものとする。

## 【事務取扱手順】

### 1 申請

申請者は助成申請書(様式1)及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。

また、申請者は会社・支店等の代表者とし、申請印も代表者印(公印)とする(個人印は不可とする)。

#### 提出書類

- (1) 助成申請書(様式1)
- (2) 同意書(様式2)
- (3) 企画書(任意様式)

企画書は旅程、宿泊施設、商品販売価格、販売エリア、想定する客層、商品の特徴等を記載すること。

### 2 助成決定

委員会は、申請内容を審査し、助成可否の決定を行い、その結果を申請者に通知する。

### 3 終了報告

申請者は、旅行商品の催行終了後、すみやかに終了報告書(様式3)及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。

#### 提出書類

- (1) 終了報告書(様式3)
- (2) 送客実績表(任意様式)  
送客数、商品コード等を記載すること。
- (3) 延べ宿泊者数証明書(様式4)
- (4) 請求書(様式5)

#### 4 助成金の確定及び支払い

委員会は申請者からの終了報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知及び助成金の支払いを行う。

#### 5 その他助成の条件及び特記事項

- (1) パンフレット等のPR販促物が完成した際は、すみやかに1部を委員会へ提出すること。
- (2) 助成金の支払いは、事務取扱手順の「3 終了報告」の内容審査後の精算払いとする。
- (3) 申請者は、申請時点における事業計画の内容等を変更する場合には、すみやかに委員会へ連絡・協議すること。
- (4) (3)の変更連絡を故意に怠った場合、助成決定通知書に記載された助成要件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の報告を行った場合には、助成金の減額、助成決定の取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。また、委員会が行う他の事業に関して、今後の助成を見合わせることもある。
- (5) 申請者は、前項の規定により助成金返還の請求を受けたときは、委員会が指定する期日までに、当該助成金を委員会に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた申請者が負担することとする。
- (6) 委員会は必要に応じて、申請者に対して報告（宿泊者の名簿提出等）を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、申請者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。
- (7) 助成の交付を受けた申請者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。
- (8) 当事業の実施にあたり、申請者と第三者との間に発生した問題について、委員会は一切関与しない。
- (9) 委員会は、旅行者及び島民の安全を確保するため、島内における新型コロナウイルス感染者の発生や国又は都道府県独自の緊急事態宣言が適用されるなどの事態が生じた場合、当事業の実施を一時的に停止することがある。
- (10) この要綱に定めのない事項については、委員会が別に定めるものとする。

※当事業は、奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町の負担金により実施しており、各市町村への宿泊に応じて、予算の範囲内において助成する。

したがって、各市町村の予算が限度額に達する場合には、募集期間であっても申請受付を終了することがある。また、助成決定後においても助成金が満額支給されないことがある。